平成25年度決算に係る定期監査結果に基づき講じた措置

1 指摘事項

機関名	指摘事項	講じた措置
危機管理局	可搬型モニタリングポスト	請求書を受理した県の担当者が支払の手続を失念して
原子力安全対策	に係る物品購入代金につい	いたため、物品売買契約書第10条に基づく遅延利息が発
課	て、支払の遅延により遅延利	生したものである。
	息を支出していた。	遅延利息の支払については、議会への議案提出に先立
		ち、損害賠償額を双方で確認するため、合意契約書を締
		結し、平成25年9月県議会で議決後、平成25年10月に
		遅延利息 92, 100 円を支払った。
		再発防止のため、チェック表を作成し、課全職員が見
		える場所に設置して進捗管理を共有することとし、執行
		状況の確認を徹底するよう所属内で周知した。
		さらに、課全職員を対象とした会計事務及びコンプラ
		イアンス研修を実施した。
総務部	「砂っぷ スナップ鳥取ー	砂像制作やイベント内容及び予算の調整に不測の日数
東京本部	汐留、緑と砂のロマンー」運	を要し、イベント開催直前まで委託内容が確定できず、
	営業務に係る委託契約につい	委託業者においても委託金額の見積がイベント開始時期
	て、契約締結の事務手続が遅	までに確定困難であったため、イベント完了後、遡って
	延していた。	契約を締結したものである。
		再発防止のため、請負(予定)業者、特に鳥取県と初
		めて契約する業者に対しては、見積書の提出段階で業務
		完了までの具体的なスケジュールを示して説明すること
		とした。
		また、イベントの進捗状況については、各チーム長が
		事業担当者から定期的な報告を受けることとし、会計処
		理についても、各担当チーム内で複数名によるチェック
		を行い、手続に遅延が生じないよう、会計手続の進捗状
		況を確認することを徹底した。
地域振興部	山陰海岸ジオライナーPR	県の担当者が手続を失念していたこと及び上司が進捗
交通政策課	業務(上半期)委託契約につ	状況を十分に確認していなかったことが原因である。
	いて、契約締結の事務手続が	再発防止のため、今回の指摘内容を所属内で共有する
	遅延していた。	とともに、担当内のみならず、課長及び総括課長補佐に
		よる業務の進行管理を徹底することとした。
福祉保健部	物品出納簿と現物が照合し	物品亡失の手続を行っていなかった5点のうち、「戦没
福祉保健課	なかった物品(所在不明の物	者等データ・個人データ「姓」付フリガナ付与キット」 は、平成22年3月に新システムに更新した際に処分し、
	品) について、その後相当の	- は、平成22年3月に制シヘノムに更新した際に処分し、 - その他の物品は、耐用年数を経過しており、物品の状態
	期間を経たにもかかわらず物	を確認の上、老朽化により処分したものと考えられる。
	品亡失の手続を行っていなか	いずれも、規則等への認識不足及び物品出納簿と現物
	った。	との照合が充分に行われなかったことが原因である。
		監査指摘を受けて、速やかに物品亡失の手続を行った。
		再発防止のため、所属職員に対し、物品の適正管理と 亡失及び損傷時の速やかな報告について、注意喚起した。
		し天及び損傷時の速やかな報告について、注意喚起した。 なお、物品照合に係る検査票の様式の改正を行うなど
		全庁的な物品管理の適正化に向けた取組を行った。
	1	

機関名	指摘事項	講じた措置
福祉保健部	物品出納簿と現物が照合し	規則等への認識不足により、平成23年度の物品照合時、
子育て応援課	なかった物品(所在不明の物品)について、その後相当の期間を経たにもかかわらず物品亡失の手続を行っていなかった。	4点の現物が確認できなかったにもかかわらず、亡失の 判断をせず放置し、平成24年度及び平成25年度は、物 品の照合を行っていなかったことが原因である。 監査指摘を受けて、速やかに物品亡失の手続を行った。 再発防止のため、物品照合作業は物品保管主任の役割 とすることを共通認識し、人事異動等があった場合は、 新旧の物品出納員と物品保管主任が一緒に引継ぎを行う
福祉保健部	行政財産使用料(土地及び	こととした。 なお、物品照合に係る検査票の様式の改正を行うなど 全庁的な物品管理の適正化に向けた取組を行った。 県の担当者が調定を失念していたこと、また、上司も
長寿社会課	建物)について、調定が遅延していた。	進行管理及び確認が十分でなかったことが原因である。 再発防止のため、今回の指摘内容を所属内で共有する とともに、主査及び副査が進捗状況を相互に確認すると ともに、上司も確認を徹底し、所属内で情報共有するこ ととした。 また、調定時期が年度当初であり、人事異動等による 事務の遺漏を防止するため、年度末には調定事務の準備 を完了するとともに、調定事務を含む年度当初に行う事 務について、平成26年3月にチェックリストを作成し、 担当者及び上司が遺漏のないよう相互に確認することを 徹底した。
福祉保健部 医療政策課	鳥取県地域医療再生基金事業補助金(救急医療設備整備事業)について、実績報告書の受理が遅延していた。	補助事業者が、鳥取県補助金等交付規則等の認識不足により、実績報告書を提出しなかったこと、また、県の担当者が事業の完了時期を把握しておらず、督促していなかったことが原因である。 実績報告書の督促時に、遅延した理由及び再発防止策を記載した理由書の添付を依頼し、実績報告書とともに理由書の提出があった。 再発防止のため、平成27年1月に、各補助事業者に対して、鳥取県補助金等交付規則等を遵守するよう文書により注意喚起した。
福祉保健部 医療政策課	鳥取県地域医療再生基金事業補助金(病院内保育所施設運営事業)外1件について、交付申請書の提出期限の通知が遅延し交付申請書の受理が遅延していた。	交付申請時期については、「知事が別に定める日」として要綱に規定しており、本来は事業着手までに交付決定するため、交付申請書の提出期限について補助事業者へ通知を行うべきであるが、担当者が国庫補助事業である病院内保育所運営費補助金と同じ時期に通知することとしていたこと及び事務の遅延により、提出依頼時期が遅くなったものである。 再発防止のため、指摘内容等を所属内で共有し、業務の進捗について所属長に報告を行い、業務が遅延しないようにした。 また、平成26年8月から、所属内にて補助金管理DBを運用し、進捗状況の確認及び情報共有を行い、平成27年度からは、福祉保健部の予算管理DBを利用して執行状況等を確認している。 さらに、平成27年度から年度当初に速やかに通知する

機関名	指摘事 [□]	頁			講じた措置	
			こと	とし、副査及び」	上司などのチェッ	クにより、事務処
[→], [] [→], [], [], [], [], [],	1// - 1 / + + + +	## 1				
福祉保健部 医療政策課	雑入(看護職員で) (看護金貨の) 等修でで、 (本を) できない (で理学療法士金返還金)に	理が遅延しないよう進行管理を十分に行うこととした。 当該貸付金は、県内で就業意思のある看護職員養成施設等の在学生に修学上必要な資金を貸付けるもので規模の大きい施設に就業等した場合(一部返還)に返還金が発生しており、定期的な文書催告以外の電話による催告が不十分であったこと、催告した記録の整理が一部出来でいなかったこと、構善とした記録の整理が一部出来でいなかったこと、滞納整理票による未収・完納の整理が出来ていなかったことが原因である。改善策として、鳥取県債権管理マニュアルに基づき、平成26年7月及び11月に鳥取県看護職員修学資金等場の取扱い、債権回収に取り組むこととした。また、平成26年10月に貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例を改正し、免除対象を拡大するとともに関する条例を改正し、免除対象を拡大するとともに関する条例を改正し、免除対象を拡大するとともに関する条例を改正し、免除対象を拡大するとともに関する条例を改正し、免除対象を拡大するとともに関する条例を改正し、免除対象を拡大するとともに場なに関する条例を改正し、免除対象を拡大するとともに関する条例を改正し、免除対象を拡大するとともに対しては、納付書や督促状送付時に併せて文書催告を送付したほか、返還に係る債務の免除に関する条例を改正し、免除対象を拡大するとともに対してないがある。ともに対しては、本人だけでなく連帯保証人にも催告を行った。からの未納者に対しては、本人だけでなく連帯保証人にも催告を行った。なお、平成26年度末の未収金額が平成25年度と比較ないために、本人だけでなく連帯保証人にも催告を行った。なお、平成26年度末の未収金額が平成25年度と比較ないために、本人だけでなく連帯保証人にも催告を行ったが、平成25年度の監査指摘後に過去の未処理案件について、集中的に返還決定を行ったため、返還者が増加したことが主な原因である。			
	未収金					(単位:円)
		責権(貸付金)		平成 25 年度末 未収金額	平成 26 年度 回収額	
	過年	平成 24 年度 未収金 平成 25 年		5, 823, 831	1, 218, 123	4, 605, 708
	指摘	平成 25 年 未収金 平成 26 年		4, 975, 672	2, 087, 100	2, 888, 572
	以降	未収金	,×	10, 799, 503	3, 305, 223	7, 125, 300 14, 619, 580
				.,	.,	,,

機関名	指摘事項	講じた措置
福祉保健部	とっとり支え愛活動支援補	担当者は、交付申請書受理後、交付決定に当たって申
福祉保健部 東部福祉保健事 務所	とっとり支え愛活動支援補助金について、交付決定が遅延していた。	担当者は、交付申請書受理後、交付決定に当たって申請内容に疑義があったため補助金の所管課である長寿社会課に相談していたが、早急な結論を得るに至らないまま時間が経過し、平成25年9月に産休に入った。さらに、後任者への引継ぎがうまくいっていなかったため、また事業者からの督促もなく交付決定が遅延したものである。平成26年3月に未処理であることが判明し、翌日、補助金の交付決定を行った。再発防止のため、文書受付・処理状況確認簿による進行管理の徹底及び遅延案件の早期指示を行うこととした。また、職員の産休及び人事異動等の際には、通常の引継マニュアルに加え、担当する文書受付・処理状況確認簿を後任者のみでなく、担当内の複数の職員がチェックした上で、課長が最終チェックを行い、進行管理の徹底と遅延案件の早期指示を行うこととした。さらに、補助金事務の遺漏がないよう、交付申請書を受け付けた場合には、原則として受け付けた当日中に電子決裁システムに補助金名と申請者名を登録し、通常の
		ナ状裁システムに補助金名と申請者名を登録し、通常の 決裁及び承認経路を設定し、保存又は起案しておくなど、 進行管理することとした。
福祉保健部福祉相談センター	児童福祉費負担金について、前年度に比べ未収金の額は減少しているものの、依然として多額の未収金があった。	当該負担金は、児童福祉施設等に入所措置した場合の保護者負担金である。督促及び催促を行っているものの、ほとんどの債務者が生活困窮のため納付できる状況でないこと、あるいは児童相談所の措置に不満があり、納付されないことが原因である。改善策として、鳥取県債権管理マニュアルに基づき児童福祉施設入所等措置費負担金徴収マニュアルを平成26年3月に改正し、弁護士等外の書では、年2回催告書を送付し、月1回電話や訪問による催告を行うとともに、年2回催告書を送付し、月1回電話や訪問による催告を行うとともに、年2回催出書を送付し、月1回電話や訪問による催告を行うとともに、年2回催出書を送付し、月1回電話や訪問による催告を行うとともに、年2回催出書を送付し、月1回電話や訪問による催告を行うとともに、年2回催出書を送付し、月1回電話や訪問による催出では、年2回催出書を送付し、月1回電話や訪問による催出では、年2回催出書を送付し、東た、毎月負担金徴収会議を実施し、未収額の確認と滞納者への対応を協議した。また、毎月負担金徴収会議を実施し、未収額の確認と滞納者への対応を協議した。おらに、納入依頼に応じない者については、分所措置の際、との債権回収を委託した。新規に発生した未納者に対しては、入所措置の際、自定に、福祉司による面談の際に、再度負担金について、毎度負担金について、毎度負担金について、日本のでは、分割納付を提案した。このような取組の結果、平成26年度末未収金額は前年度末より減少した。

機関名	指摘事項				講じた措置		
	未収金状況一覧表						(単位:円)
	強制徴収公債権			平成 25 年度末 未収金額	平成 26 年度 回収額 (不納欠損額)	平成 26 年度末 未収金額	
		平成 24 年度 以 過年 未収金		以前	5, 986, 639	1, 151, 900 (945, 800)	3, 888, 939
		度			1, 484, 000	118, 600	1, 365, 400
		指 摘以降	平成 26 年 未収金	度			1, 695, 400
			計		7, 470, 639	1, 270, 500 (945, 800)	6, 949, 739
	L						
福祉保健部 倉吉児童相談所	て、前年は減少し	児童福祉費負担金につい て、前年度に比べ未収金の額 は減少しているものの、依然 として多額の未収金があっ			隻者負担金である。 こんどの債務者が	。督促及び催促を 生活困窮のため 童相談所の措置!	入所措置した場合の 行っているものの、 納付できる状況でな こ不満があり、納付

た。

改善策として、鳥取県債権管理マニュアルに基づき児 童福祉施設入所等措置費負担金徴収マニュアルを平成26 年3月に改正し、弁護士等外部者による債権回収業務委 託の内容について盛り込み、債務者の状況に応じた債権 回収に取り組むこととした。

平成25年度から徴収体制を強化し、平成25年7月か ら未納者全員に対して未納額を通知し、債務承認書を返 送するよう依頼した。

また、未納者全員の家庭訪問を行い、家庭の実情につ いて聞き取りし、特別な理由がない未納者については計 画的な納付により完納するよう要請した。

さらに、児童福祉司が保護者と面談する機会を捉え、 徴収担当者も同席し催告を行うとともに、負担金徴収会 議を月1回程度開催し、職員間で保護者及び家庭状況を 共有し、職員間の連携を密にした。

その他、西日本在住者以外の未納者の支払を円滑にす るため、平成25年10月に、ゆうちょ銀行に出納員管理 口座を開設し、これまで4名の利用者があり継続して支 払がある。

平成26年度の未納者数は11名で、平成27年度末まで に2名完納した。

新規に入所措置を行う場合、保護者に対し負担金の説 明を丁寧に行い納入への理解を得るとともに、滞納が生 じた場合は督促状発送後速やかに保護者へ電話及び複数 職員での家庭訪問等により催告を行うこととした。

未収金岩	大況一覧表			(単位:円)
強制徴収公債権		平成 25 年度末 未収金額	平成 26 年度 回収額	平成 26 年度末 未収金額
過年	平成 24 年度以前 未収金	2, 023, 500	110, 100	1, 913, 400
度	平成 25 年度 未収金	136, 600	19, 600	117, 000
指摘 以降	平成 26 年度 未収金			215, 300
	計	2, 160, 100	129, 700	2, 245, 700

 機関名		指摘	 事項		 講じた措置		
福祉保健部 米子児童相談所	て、前年は減少	福祉費負 年度に比 している	担金については未収金のの観点である。	当該負担金は、児童福祉施設等に入所措置した場合の、ほとんどの債務者が生活に困窮しているため納付でないこと、あるいは児童相談所に拒否感を持って納付されないことが原因である。 改善策として、鳥取県債権管理マニュアルに基づき、児童福祉施設入所等措置費負担金徴収マニュ債権回収収定のの表話では、弁護士等外部者による債権回収収定のの表納者に対しては、平成26年度から、年1回の送付を年2回とし、高額滞納者には、1万円とともに、平成26年度からこれまで一律の文書であった催免がでは、平成26年度からこれまで一律の文書であった催の意とに、平成26年度からこれまで一様の交に、が表記であるが定期にため、また、毎月負担金徴収会議を実施し、未収額の確認と滞納者ごととした。また、毎月負担金徴収会議を実施し、未収額の確認と滞納者では、介がを協議することとした。また、毎月負担金徴収会議を実施し、未収額の確認と滞納者には、介護士への対応を協議することとした。がおよる債権回収を委託したところ、からことは、介護士のの対応を協議することとした。がおよる情を回収を委託したところ、が定期的な入金があった。新規に発生した素がはあるが定期的な入金があった。新規に発生した素がはあるが定期のなが、入所措置の際、ととれぞれの事情に応じた納付計画を提案し、計画書の提出に、一括納付が困難な者に対しては、分割納付の意識付けを行うこととした。このような取組の結果、平成26年度末未収金額は前年度末より減少した。			
			状況一覧表 詳制徴収公債権	平成 25 年度末 未収金額	平成 26 年度 回収額	(単位:円) 平成 26 年度末 ま収入額	
		過年	平成 24 年度以 未収金		(不納欠損額)	未収金額 3,493,600	
		度	平成 25 年度 未収金	1, 830, 200	328, 400	1, 501, 800	
		指摘以降	平成 26 年度 未収金		015.000	1, 387, 400	
			計 	6, 397, 300	915, 800 (486, 100)	6, 382, 800	
生活環境部 衛生環境研究所	特殊空調設備保全業務委託 契約について、業務完了前に 業務完了通知書を受理し、契 約額全額を支出していた。			るにもかかわらず、担当者が当該契約の内容をよく理解			

機関名	指摘事項			講じた措置		
生活環境部	雑入(県営住宅明渡し訴訟	県営住宅の家賃滞納を理由として、県が入居者に対し				
住宅政策課	に係る損害賠償金) について、	て県営住宅明渡等請求訴訟を提起し、勝訴後に損害賠償				
(住まいまちづ	依然として多額の未収金があ		金の支払いを求めるものである。滞納者は、県営住宅明			
くり課)	った。	渡し後	後、所在不明とな	る者も多く、ま	きた所在が判明して	
		いる者	省も無資力に近く	返済が困難なり	犬況である。また債	
				· · · · · -	(、まずは滞納家賃	
		- "	等に優先的に充当	_		
					づくメリハリのつい	
					以下の取組を徹底	
		1	ことにより、未収		-	
			:所か判明してい)支払請求	る傾務者に対し	ての損害賠償金等	
			2 - 4 - 1114 - 4	いて担合の伊封	E人への損害賠償金	
			「傍有が死しして 『の支払請求	いる場合の休乱	は八个の損舌賠領金	
			・の文仏明ホ 「務者の住所が不り	明の場合の住所	の押据	
			害賠償金等の回り			
	未収金状況一覧表			7 7 10 - 3 3 3 3	(単位:円)	
		. 4.1 \	平成 25 年度末	平成 26 年度	平成 26 年度末	
	私債権(貸付金以		未収金額	回収額	未収金額	
	平成 24 年 過年 未収金		147, 484, 110	0	147, 484, 110	
	十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	金	10, 055, 309	0	10, 055, 309	
	指摘 平成 26 年				2, 556, 945	
	計	1	157, 539, 419	0	160, 096, 364	
	県営住宅末恒第一団地 53 -	₩.	より4 年度予管で	亚战 25 年度		
東部生活環境事	13 棟エレベータ保守点検業務		, , , , , ,		事の工期延長により 事の工期延長により	
務所	委託契約について、債務負担		• •		F度中に当該保守委	
33771	行為設定年度経過後に複数年		りを締結できなか			
	契約を締結していた。	設分	官済の債務負担行	為が平成25年月	度以降でも効力があ	
		ると調	呉認し、平成 25 年	医度に2か年の初	复数年契約を締結し	
		たもの	りである。			
		再多	巻防止に向けて債	務負担行為が認	足定されている事業	
					副査及び上司が設	
					上期間内に執行でき	
		_		場合は、予算主	務課等と協議して、	
the year room to be done	#F II II (AL MA) TH #F 10 177 V)		り手続を行う。	・ かわり円益に	 ニ購入したものであ	
生活環境部	物品出納簿と現物が照合しなかった物品(所在不明の物			•	- 購入したものであ : が不適当な物品と	
東部生活環境事務所	品)について、その後相当の	1	を棄したものと推		on the state of th	
4分D 	期間を経たにもかかわらず物				よづく不用品決定・	
	品亡失の手続を行っていなか				つであり、指摘後速	
	った。		こ不用品決定・処 ě防止に向けて所		・乗却処分した。 3いて物品保管のあ	
					こ、所属職員に対し	
		物品仍	R管する上での留	意事項を周知徹	底した。	
					大の改正を行うなど	
		全厅的	りな物品管理の適	止化に向けた取	は組を行った。	

機関名	指摘事項	講じた措置
商工労働部	ふるさと産業支援事業(新	県の担当者は、毎月1回程度補助事業者へ電話及びメ
市場開拓課(販	商品開発・販路開拓)補助金	ールで督促を行ったが、補助事業者の担当者が度々海外
路拡大•輸出促	について、実績報告書の受理	出張しており、報告書の提出が遅れたものである。
進課)	が遅延しているものがあっ	再発防止のため、補助事業者に補助金の交付条件等を
	た。	改めて説明した。
		また、課内で、補助金及び委託業務の進捗状況を情報
		共有するため、平成26年7月から電子会議室で進捗管理
office I I I when Lava	#/ FI 11 / Mr (***) ****) *****	表を活用して、チェック体制を強化した。
農林水産部	物品出納簿と現物が照合	毎年1回、物品保管主任は物品出納簿と現物を照合していたが、規則符(の記述エロストル)、現場で記され
農業大学校	しなかった物品(所在不明の	ていたが、規則等への認識不足により、現物確認できな
	物品)について、その後相当の世界はない。	かった物品について、物品亡失の手続を行っていなかったことが原用でする。また、民体の使用する物質は多く
	の期間を経たにもかかわら	たことが原因である。また、屋外で使用する物品も多く、 備品シールが剥がれ保管場所が不明になり、保管場所へ
	ず物品亡失の手続を行って	備品シールが剥かれ保育場所が不明になり、保育場所へ の返却がなされていなかったことも原因の一つである。
	いなかった。	め返却がなされていなからたことも原因の うてめる。 監査指摘を受けて、速やかに物品亡失の手続を行った。
		報共有し、備品シールが剥がれている物品については、
		シールの上に透明シールを貼り剥がれにくくするととも
		に、日々の使用において保管場所等を確認し、適正に管
		理することを徹底した。
		なお、物品照合に係る検査票の様式の改正を行うなど
		全庁的な物品管理の適正化に向けた取組を行った。
農林水産部	間伐材搬出等事業費補助金	補助事業者は民間会社8社で構成される協会であり、
東部農林事務所	について、誤った支出先に支	補助事業者から予め受理していた振込依頼書の写しを支
八頭事務所	出しているものがあった。	出仕訳書に添付する際、A木材のものとすべきところを
		同協会会員であるA工業のものと取り違えたこと、また、
		上司もチェックできなかったことが原因である。
		誤払先であるA工業から、当所の振り込んだ補助金に
		ついて内容照会があり、誤払いが判明、同日誤払先に返
		納について了解を得て、同月、誤払先に返納通知書を送
		付し、同月に全額の返還を受け、正当な支出先(A木材)
		に支出した。
		再発防止のため、補助金の支払事務にあたり、個人を 含めて全ての補助事業者に債権者登録の利用を推奨する
		古めて主ての補助事業有に損権有登録の利用を推奨する こととし、当該補助事業については、誤払いの相手方を
		さととし、当め間切事来に りゃくは、原知がりにアカセー 含めた補助事業者全員が債権者登録済である。
		また、全ての支払事務については、これまで以上に上
		一司の厳格な審査を行っていく。
	物品出納簿と現物が照合し	規則等への認識不足により、平成20年度の物品照合時
県土総務課	なかった物品(所在不明の物	に物品の亡失が判明し、継続して調査することとしたが、
	品) について、その後相当の	その後の人事異動の際に引継がうまく行われず、物品の
	期間を経たにもかかわらず物	捜索及び物品亡失の手続を中断したまま放置していたこ
	品亡失の手続を行っていなか	とが原因である。
	った。	所在不明の物品のうち6点は所在を確認することがで
		き、残り3点については、指摘後速やかに物品亡失の手
		続を行った。
		再発防止のため、物品の所在を示した物品配置図を作

機関名	指摘事項	講じた措置
		成して管理に活用するとともに、所属職員に対して物品 の適正管理について注意喚起した。 なお、物品照合に係る検査票の様式の改正を行うなど 全庁的な物品管理の適正化に向けた取組を行った。
県土整備部 技術企画課	物品出納簿と現物が照合しなかった物品(所在不明の物品)について、その後相当の期間を経たにもかかわらず物品亡失の手続を行っていなかった。	規則等への認識不足及び物品出納簿と現物の照合が適切に行われておらず亡失物品の把握が不充分だったことが原因である。 監査指摘を受けて、速やかに物品亡失の手続を行った。 再発防止のため、物品保管状況の確認は、必ず物品保管主任と上司との複数体制で行うこととするとともに所属職員に対して物品の適正管理について注意喚起した。 なお、物品照合に係る検査票の様式の改正を行うなど全庁的な物品管理の適正化に向けた取組を行った。
県土整備部 空港港湾課	物品出納簿と現物が照合しなかった物品(所在不明の物品)について、その後相当の期間を経たにもかかわらず物品亡失の手続を行っていなかった。	人事異動や執務室の移動等の際に、所要の手続を経ることなく処分又は保管換えしたものと考えられるが、詳細不明により物品亡失の手続が行われていなかったこと及び規則等への認識不足が原因である。 監査指摘を受けて、速やかに物品亡失の手続を行った。再発防止のため、所属職員に対して物品の処分等を行う際の事務処理の確実な実施など物品の適正管理について周知徹底した。 なお、物品照合に係る検査票の様式の改正を行うなど全庁的な物品管理の適正化に向けた取組を行った。
県土整備部 鳥取県土整備事 務所	物品出納簿と現物が照合しなかった物品(所在不明の物品)について、その後相当の期間を経たにもかかわらず物品亡失の手続を行っていなかった。	規則等への認識不足により物品管理が適切に行われていなかったことが原因である。 監査指摘を受けて、速やかに物品亡失の手続を行った。 再発防止のため、物品を適切に管理するとともに、その用に適さなくなり不用品処分が必要となった場合は適切な事務処理を行うこと、また定期的に物品出納簿と現物との照合を確実に行い、万一所在不明の物品が判明した場合は、物品亡失の手続を行うことを所内で徹底した。なお、物品照合に係る検査票の様式の改正を行うなど全庁的な物品管理の適正化に向けた取組を行った。
県土整備部 鳥取港湾事務所	物品出納簿と現物が照合しなかった物品(所在不明の物品)について、その後相当の期間を経たにもかかわらず物品亡失の手続を行っていなかった。	規則等への認識不足及び物品出納簿と現物との照合が 適切に行われておらず亡失物品の把握が不充分だったこ とが原因である。 監査指摘を受けて、速やかに物品亡失の手続を行った。 再発防止のため、物品保管状況の確認は、必ず物品保 管主任と上司との複数体制で行うこととするとともに所 属職員に対して物品の適正管理について注意喚起した。 なお、物品照合に係る検査票の様式の改正を行うなど 全庁的な物品管理の適正化に向けた取組を行った。

機関名	指摘事項	講じた措置				
県土整備部	雑入(河川法第 67 条による	平成25年度末時点の未収金案件は2件であり、当該未				
河川課	原因者負担金)について、前年	収金は、法人Aの堆積していた残廃土の崩落による河川				
l	度に比べ未収金の額は減少し	の閉塞及び法人Bの採石場の崩落による河川へのPCB				
l	ているものの、依然として多					
l	額の未収金があった。	に対応する必要が生じ、県が対策工事を行ったが、その				
1		原因者負担金について、債務者(原因者)からの支払い				
		が滞っているものである。				
		改善策として、平成25年1月に全庁的な債権回収の取 組方法等をまとめた鳥取県債権管理マニュアルを参考に				
		横権回収を行っている。				
		各案件における対応状況等は次のとおりである。				
		案件1				
		法人Aについては、平成19年5月に会社が清算結了し				
		ており、債権回収は不能である。当該債権とは別に、旧				
		役員に対し損害賠償を請求しており、旧役員3名中1名				
		は自己破産、残る2名は年金生活者で、回収困難な状況				
		であるが、平成25年9月に預金2,313円を差押え、債権				
		を一部回収し、時効が中断した。				
		引き続き納付の督促を行い、平成27年度には毎月				
		1,000円~2,000円ずつ納付され、計16,000円を回収した。				
		案件2				
		法人Bについては、会社が廃業状態であり、回収は極				
		めて困難な状況である。				
		平成25年度は、法人B社長宅を臨戸し、交渉した結果				
		10,000 円の納付があった。				
		今後も引き続き納付の督促を行っていく。				
	未収金状況一覧表	(単位:円)				
	強制徴収公債権	木以金領 凹収領 木収金領				
	平成 24 年月 過年 未収金 度 平成 25 年	金				
	未収金	金 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —				
	指摘 平成 26 ^年 以降 未収金					
	計	936, 233, 419 0 936, 233, 419				
県土 整 備部	小型船舶係留施設(ボート	継続係留の船舶については、年度が始まる前の3月中				
鳥取港湾事務所	パーク)について、使用させて					
	いるにもかかわらず、許可申					
	<i>の</i> かめつた。 					
		約半数に減少した。				
	パーク)について、使用させて	旬までに、許可申請書の提出を求めて、県の担当者が利用者に提出を指導したにもかかわらず、利用者からの申請書の提出が遅延したものである。 再発防止のため、継続係留の船舶については、許可申請書の提出期限を早め、平成27年度は平成27年2月下旬とし、提出期限までに提出がなかった者に対して、3月上旬より督促を行った。 その結果、許可申請書の提出が1月以上遅延した者が				

機関名	指摘事項		講じた措置	
		, , , , , , , , , , , ,	なる撤去を求め	ついては、利用者に ていくこととし、平 -。
中部総合事務所福祉保健局	母子・寡婦福祉資金貸付金について、依然として多額の未収金があった。	母経の用等り鳥領権促訪ったにめ支認応託のへ発)貸表の日等り鳥領権促訪ったの支認に託のへ発)貸表の日報の用等り鳥領権促訪ったの支認に配った。	子育的環のが取を管状間熱行は、援とじし未の生に付きて済的境のが取を管状間納行は、援とじし未の生に付めて自割悪、な子を母よなこ通全賞者対し、大変とし間付く立が悪、な子を子りっと常て遺者が、。者絡なし間付子を子化当っ福年こ立促者し償の会のが、完底め付はとび的もら家に資月と支しにた。還者議対度、納すに時在とびのもら、家に資月と支しにた。還者議対度、納すに時在と	に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に に
	未収金状況一覧表	行っている。		(単位:円)
	私債権(貸付金)	平成 25 年度末 未収金額	平成 26 年度 回収額	平成 26 年度末 未収金額
	過年 平成 24 年度 未収金	4, 803, 237	745, 856	4, 059, 381
	度 平成 25 年	1, 235, 575	382, 024	853, 551
	指摘 平成 26 年月 以降 未収金		1 107 000	1, 524, 084
		6, 040, 812	1, 127, 880	6, 437, 016

機関名		旨摘事項				講じた措置	
中部総合事務所	雑入 (保証	護費返還	金徴収金)	当計	亥徴収金は、年	金等の遡及受給や	就労収入等の未
福祉保健局	について、	依然と	して多額の	告に。	より、生活保護	費の返還金・徴収	金が生じたもの
	未収金があった。			あり、滞納者は、既に返還対象額を費消しており、生活			
				保護	受給者や年金生	活者等の生活困難	者であるため、
				割納付	寸する者も多く	、また、分割納付	でも納付が困難
				あるこ	ことが原因であ	る。	
				また	た、死亡者につい	ハては、相続人とi	車絡のとれない者
				7 - 12 -		る者、戸籍及び住	
						り、回収が困難な	
						取県債権管理マニ	
						債権管理マニュア	
						し、債権管理及び	整理の具体的な
					里を盛り込んだ。		
						に対しては、滞納	,
						分納額に減額見直	•
						を徴取し、不履行	
					又書及い訪問 (未収金回収に)	により催告する等 取り知さ。	、組織を争り(
						取り組む。 E度未収金の回収目	
						- 度米収金の回収日 こ向けて、平成 27	
					_ ,	して重点的に取り	,
				行った		して重然的に扱う	
					9	場合は、その相続	人に対して納付
					亍っている。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
				新7	たに未収金が発	生しないための	今後の対策とし、
				は、信	呆護開始時及び	開始後年1回、パ	ンフレットによ
				適正7	な収入申告をす	るよう届出義務の	内容を説明する
						繰り返し説明し、	
				旨の確	権認書を徴収し	て、適正な収入申	告の意識を高め
)の防止を図る。	
						結果、平成 26 年度	末未収金額は前
					より減少した。		
				ま7	こ、平成26年度	k収金発生額も前 ⁴	+ 度より 减少した
		未収金					(単位:円)
		非引	鱼制徴収公債	権	平成 25 年度末 未収金額	平成 26 年度 回収額 (不納欠損額)	平成 26 年度末 未収金額
		過年	平成 24 年月 未収金	È	5, 231, 056	256 200	3, 950, 430
		度	平成 25 ⁴ 未収金	Ž	1, 228, 096	5,000	1, 223, 096
		指摘以降	平成 26 ⁴ 未収金			021,000	919, 400
			計		6, 459, 152	261, 399 (1, 024, 227)	6, 092, 926

 機関名	指摘事項		 講じた措置	<u> </u>
西部総合事務所	雑入(保護費返還金徴収金)	当該徴収金は、		- 受給や就労収入等の未申
福祉保健局	について、依然として多額の	告により、生活保	:護費の返還金・	・徴収金が生じたもので
1m 1m 1 1 1 2 1 3	未収金があった。			頁を費消しており、生活
	700000000000000000000000000000000000000			5困難者であるため、分
				列納付でも納付が困難で
		あることが原因で	-	用っこ マルた甘べも
				型マニュアルに基づき、 ニュアルを平成26年3月
				型及び整理の具体的な事 型及び整理の具体的な事
		務処理を盛り込ん		
		また、平成 26	年度の過年度を	未収金の回収目標額を
				12月から平成27年3月
			間として重点的	」に取組み、559,350円を
		回収した。	. - 	人 /まマケ →) - ↓) - ~ 〉# *か↓
				全債務者に対して滞納 -
		額等を知らせ、納		-。 長補佐及び課長による組
				やすい早朝の時間帯に訪
				うとともに、分担を決め
				が死亡した場合は、そ
		の相続人に対して	納付勧奨を継続	売しており、未納者の所
				至を行う等、計画的な分
		割納付等が継続す		
		併せく、平成 28 行うようお願いし		内者に自動送金の手続を ルス製ビている
				に系りている。 こは、督促状発行ととも
				とな滞納発生及び累積を
				こり時機を逃さず強力に
		進める。		
				場合でも、当該世帯の状
				こう配慮するとともに、
				基づく徴収金である場合 支給する保護金品と調
				- 又和りる保護並而こ嗣 等間断ない納付指導に努
		というのはを領域しめた。		計画的なく が11.11日号に方
			の結果、平成 26	6年度末未収金額は前年
		度末より減少した	0	
		また、平成26年	度未収金発生額	も前年度より減少した。
	未収金状況一覧表			(単位:円)
		平成 25 年度末	平成 26 年度	平成 26 年度末
	非強制徴収公債権	未収金額	回収額	未収金額
	平成 24 年度以	3, 984, 024	470, 150	3, 513, 874
	過年 未収金 平成 25 年度		•	
	未収金	2, 406, 106	89, 200	2, 316, 906
	指摘 平成 26 年度 以降 未収金			502, 243
	計	6, 390, 130	559, 350	6, 333, 023

中部総合事務所	指摘事項		講じた措置	
中部稻石争伤例	家屋貸付料等について、依	当該貸付料は、公営		
生活環境局	然として多額の未収金があっ	所得者に対して低廉な	• • • • • • • • •	
	た。	に設置されている県営 して県営住宅に入居さ		
		ら、全体として多額の	,	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
		である。	>11 D(12.11) 1 11 0	
		改善策として、鳥取		
		鳥取県営住宅家賃等債		
		成25年4月に改正し、		
		│習的な滞納者が3ヶ月 │期の滞納整理を段階的		
		対策を講じた。	で大地し、良正	
		また、従前からの未	納者に対しては	、引き続き、鳥取
		県住宅債権管理事務処	理要領に基づき	、滞納状況や訪問
		指導結果の状況を踏ま		
		契約解除及び訴訟など		
		受給者には、住宅扶助 具体的には、入居中		
		渡し請求により納付を		
		訴訟により速やかに明		
		びその保証人に対して		
		分割納付を勧め、未収		=
		│ さらに、退居した滞 │り課が各総合事務所の		
		部委託し、債権回収を		、开设工伍八、沙
		新規に発生した未納	=	鳥取県住宅債権管
		理事務処理要領に基づ		
		納の初期段階の納付指		
		し、新たな長期滞納者 以上の家賃の徴収に		. , - •
		る市町とも協力しなが	–	
		このような取組の結		
		度末より減少した。		
		また、平成26年度未り	収金発生額も前年	E度より減少した。
	未収金状況一覧表			(光/5 . 田)
				(単位:円)
	私債権(貸付金以	外) 平成 25 年度末 未収金額	平成 26 年度 回収額	平成 26 年度末未収金額
		ま 以前 ま 収金額 2 ,745,725 2		平成 26 年度末
	世 過年 選年 度 平成 24 年月 老収金 平成 25 年 未収金	表収金額 要以前 之 手度 1,914,458	回収額	平成 26 年度末 未収金額
	世界 (1)	表収金額 度以前 之 末度 1,914,458 下度	回収額 435,002	平成 26 年度末 未収金額 2,310,723

機関名	1 指	摘事項			 참	************************************	
西部総合事務所	家屋貸付料		 いて、依	当該			E宅に困窮する低
生活環境局	然として多額			所得者	に対して低廉な家	で良質な住宅	三を供給するため
1111 VK 911/4	た。			されている県営信	• • • •		
				営住宅に入居され			
			1	体として多額のオ	や収金が発生して	ていることが原因	
				である	•	1生长竺田っっ	マルた甘べも
					策として、鳥取県 営住宅家賃等債権		
					正し、賃貸借契約		
				-	3ヶ月以上滞納し		
					を段階的に実施し	· · · · -	
				講じた	0		
					からの未納者に対		
					による納付指導や		
					から行うことによ		
				1	誠意ある対応がな い段階から契約。		
				た。	い段階かり矢別	群 休及い 休試は	との子形を打り
				_	、各種助成制度が	5滞納解消に有交	かな者に対しては
					紹介を行い生活例		
				代理納	付制度の活用を推	進した。	
					に、退居した滞納		•
				とおして、弁護士			
			1	ともに、新たに追			
			, - , -	に未収金を計画的 その旨を退居滞納			
			した。	ての日で返店作品	7年の休証人にも) 地がりることに	
				_	ような取組の結果	と、平成 26 年度末	ド収金発生額は前
					り減少した。	1, 1,90 = 1,50	
		未収金	 伏況一覧表	 ਹੈ			(単位:円)
		<i>411</i>	~ (4211A	D1 41)	平成 25 年度末	平成 26 年度	平成 26 年度末
		私債和	権(貸付金.	,	未収金額	回収額	未収金額
		過年度	平成 24 年 未収 平成 25	金	22, 159, 417	1, 135, 928	21, 023, 489
		及	未収	!金	6, 957, 855	3, 841, 965	3, 115, 890
		指摘	平成 26				6, 777, 979
		以降	未収 計	. 立.	29, 117, 272	4, 977, 893	30, 917, 358
	L						
中部総合事務所	就農応援2	か付金に	ついて		申請時期について		
農林局	交付申請に				綱に規定していた		· · · - · · •
ARTHUR!	おらず、交付				業着手前の申請で		
	遅延していた		~ 文在#		ものである。	(15.4) 但 1 仪。	/ 予以11用により
		<u> </u>			26年9月から、	商正か時期に通知	コを行い お付申
					20年9月から、) 受理した。	ᄪᅶᇪᄱᄁᅒᆙᆫᄺᄼ	中心口(八) 文门中
					支埋した。 防止のため、平成	÷ 96 年 Ω 日かき	准排祭理主な活
					の正のため、平成 担当者だけでなく		
							マ4カッス生1少1人(九リノ
				推認を	行うことを徹底し	// <u>_</u> 0	

機関名	‡	旨摘事項				講じた措置	
西部総合事務所 農林局	国営大山山麓土地改良事業 に係る農地費負担金につい て、依然として多額の未収金 があった。			が経た改原畑	内しており、土地 り苦しい農家から 計員の相続手続が 区には県に負担金 である。 は 25 年度末時点の 上地改良区及び米	改良区の組織がの償還が滞ってできていない等を納付するための未収金案件(ま)	を2つの土地改良区 が脆弱であること、 ていること、死亡し 等の理由から、土地 かの原資がないのが 土地改良区)は大山 女良区の2件で、各
		未収金状況一覧表		対応状況等は次のとおりである。 案件1 (大山畑地土地改良区) 県は、平成27年4月及び平成28年5月に、個々の滞納状況について事務局への聞き取りを行い、未収金の回収に向けた今後の処理方針を指導した。 平成27年度、改良区は、督促状の送付、理事長による納付交渉などを行い、計3,036,973円が回収された。これにより、2名の滞納負担金が完納となり、平成28年5月現在、滞納者が8名となった。 案件2 (米子市伯仙土地改良区) 県は、平成27年4月及び平成28年5月に、個々の滞納状況について事務局への聞き取りを行い、未収金回収に向けた今後の処理方針を指導した。平成28年5月現在、滞納者2名。うち1名の滞納処分に向けて財産を調査中、他の1名は死亡による相続人調査が難航しており、調査の再開を指導した。 平成27年度、改良区は、債権差押を実施、理事長等による訪問交渉等を行い、計168,994円が回収された。 なお、当該農地負担金については、平成26年度で負担金の調定が完了したため、今後滞納額は増加しない。			
		強	制徴収公債	雀	平成 25 年度末 未収金額	平成 26 年度 回収額	平成 26 年度末 未収金額
		過年	平成 24 年 未収金	定	7, 783, 398	7, 783, 398	0
		度	平成 25 4 未収金 平成 26 4	定	6, 393, 523	1, 173, 574	5, 219, 949
		指摘以降	未収金		14, 176, 921	8, 956, 972	6, 393, 561 11, 613, 510
西部総合事務所 農林局	に係る農地	計 山麓土地改良事業 費負担金の延滞金 依然として多額の った。		係る農ものでます。	亥延滞金は、各年 農地費負担金の未 ごある。 げは、農地費負担	度の国営大山山 収金が完納とな 金の完納を目指	山麓土地改良事業にはる都度、発生する 皆し、その後当該延 ほに処理を進めてい

機関名	指摘事項		講じた措置				
.,,,,		未加全小	犬況一覧表	<u> </u>			(単位:円)
					平成 25 年度末	平成 26 年度	平成 26 年度末
		強	制徴収公債	.,_	未収金額	回収額	未収金額
		過年	平成 24 年 未収	(金	5, 001, 530	0	5, 001, 530
		度	平成 25 未収	金	1, 587, 180	0	1, 587, 180
		指摘 以降	平成 26 未収	5 年度			1, 385, 830
			計	I	6, 588, 710	0	7, 974, 540
会計管理者	物品出納簿	算と現物:	が照合し	平成	25年度に物品出紙	納簿と現物が照	合しなかった物品
庶務集中局	なかった物品	品(所在	不明の物	につい	て、物品保管主信	丘から所属長に	報告があったもの
	品) について	こ、その	後相当の	の、過	去に所在不明の特	 あ品が発見され	ている例があった
	期間を経たに	こもかか	わらず物	ことか	ら、所属長が今後	後も物品の所在	を探し続けていく
	品亡失の手続	たを行っ	ていなか	方針と	したため、亡失の	り判断が遅れた	。このように所属
	った。			長と担	当者に認識不足な	ぶあり、迅速な	対応ができなかっ
				たこと	が原因である。		
				監査	指摘を受けて、速	やかに物品亡気	トの手続を行った。
				再発	防止のため、今後	後同様の事態が	生じた場合、速や
				-			県物品事務取扱規
						央定を行う等、	所属内で適正な運
					底を図った。		
						-	の改正を行うなど
A 38%					な物品管理の適コ		
企業局	鳥取地区工					- ,	ごとに補償額及び
	に伴う千代川						直近は平成24年度
	害補償金外4						いるが、法的拘束
	務負担行為を		_		- ,,		を設定せず、単年
	ろを設定して	. 1 172723	った。		に補償金を支払っ		=
							業局課所長会議等
							予算事項について
△₩□	↑ ₩ ¤ ¤ ₩ ¤	ケヘシン	コニ)#		事務処理を行うよ		-
企業局	企業局財務			·	. , , ,		て、県の担当者が、
	製みび賃貸借 製物にのいる	•				_ ,, , , , , , , , , , , , , , , , , ,	成の必要性につい
	製約について 定していなか	•	価格を伏		かなかったこと》 である。	とい上可も確認	不足であったこと
	たし (V // x //	1°)/c ₀				: 97 年 4 日の介	業局課所長会議等
					• • • • •		契約行為全般につ
					•		の必要性を周知徹
				底した			·/治·女压飞河/加版
					-	子入札を除く)	の電子決裁時は、
							決裁日)等を記載
							チェックを確実に
				•	うチェック機能を		
					, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

機関名	指摘事項	講じた措置
企業局	源泉徴収金額等に係る預かり金について、経緯等が不明 なまま保管しているものがあ	預り金の残高を照合した結果、経緯等が不明で内容の 確認ができなかった預り金を、そのまま保管していたも のである。
	った。	このうち 9,965 円は、雇用保険料の労働者負担分である。雇用保険料は事業主負担分と労働者負担分を合算して正しく納付済であるが、支払科目の間違いによるものですることが関する。 アボース たいない アボース かい アボース アイ・スティース かい アボース アイ・スティース かい アイ・スティース かい アイ・スティース ア
		であることを解明したため、平成 27 年 12 月に雑収入として処理した。
		また、解明できなかった 101,820 円は、専門家の意見 も踏まえ、10 年以上経過し、かつ、第三者からの請求が ないと見込まれる不明金は、雑入処理を行う方針を策定
		し、平成27年12月に雑収入として処理した。 再発防止のため、平成27年4月の企業局課所長会議等
		で適切な事務処理を周知徹底し、支払事務処理の起案及び審査段階で、預り金整理簿で預かった金額と税務署等
		に納付する金額を照合し、不明な残額及び事務処理上の 誤りがないか、担当内の複数名で確認する等のチェック を行っている。
企業局	公用車の損傷事故につい	事故当事者及び上司とも、公用車の修繕を急ぐあまり、
東部事務所	て、知事への報告が遅延して	知事への報告を失念していたものである。
	いた。	平成25年8月及び9月の損傷事故について、平成26
		年3月に報告した。
		再発防止のため、平成26年6月に、企業局東部事務所
		の会計担当職員を対象とした研修会を実施し、平成27年
		4月の企業局課所長会議等で適切な事務処理を周知徹底した。
病院局	電子カルテシンクライアン	県の担当者が債務負担行為の設定年度及び効力につい
中央病院	トシステム保守管理業務委託 契約について、債務負担行為	ての認識がなかったこと及び上司も確認を怠ったことが 原因である。
	を設定していたにもかかわら	5年間の契約を行うべきところを、1年目の業務内容
	ず、5年間の契約とすべきと	が2年目以降の業務内容に一部業務を付加した内容であ
	ころを分割して単年度契約と	ったため、単年度契約と平成26年度から平成29年度ま
	4年間の契約を締結してい	での4年間の契約に分割していたものである。
	た。	再発防止のため、平成26年9月に、病院局全体で会計
		ヘルプデスクの職員を講師とした勉強会を開催し、適切 な事務処理について再確認を行った。
		また、平成27年11月に、中央病院独自で作成してい
		るチェックリストに債務負担行為に関するチェック項目
		を追加した。
 病院局	人工呼吸器に係る物品修繕	製造メーカーの代理店である納入業者からの点検の申
厚生病院	契約外1件について、契約締	出を受け、契約締結前に現場が点検業務を実施させた。
	結の事務手続が遅延し、事実	その後、事務局が実際の点検業務実施期間と異なる期間
	と異なる契約期間の契約を締	の契約を締結していたものであり、現場と事務局との連
	結していた。	絡確認不足が原因である。
		再発防止のため、修繕の必要の都度、遅滞なく事務局
		へ修繕伝票を提出するよう、平成 26 年 12 月に関係部署
		に文書で周知した。

機関名	指摘事項	講じた措置
		また、平成 26 年 12 月に修繕処理に係る業務フローを 作成し、現場責任者を集めた会議で周知徹底した。
教育委員会 特別支援教育課	平成25年度全国・中国研究 大会等開催費補助金について、交付決定が遅延していた。	県の担当者が申請書を受理していたにもかかわらず、 交付決定の手続を失念していたこと及び所属内での進行 管理が十分でなかったことが原因である。 再発防止のため、補助金事務の進行管理のため、各補 助金の内示日、交付申請日、交付決定日、実績報告日及 び額の確定日等のリストを作成し、課のデータベースで 進行管理及び情報共有するとともに、補助金事務の主査 及び副査間で相互に確認精査し、さらに上司も確認する こととした。 また、補助金事務に限らず、所属内の業務全般につい ても、担当者の失念を防止するため、毎週月曜日の係長 会議において事務処理の進捗を確認している。
教育委員会 博物館	県立博物館消防設備点検委 託契約について、債務負担行 為設定年度経過後に複数年契 約を締結していた。	県立博物館消防設備点検委託契約については、平成24年度予算において平成25年度から平成26年度までの債務負担行為を設定したが、平成24年度中に契約をせず、平成25年11月に平成27年3月末までの契約を締結していたものである。 業務の進行管理を担当者のみに任せ、所属内で進行管理しなかったこと及び平成24年度予算で設定した債務負担行為が平成25年度の契約締結でも効力があると誤認したことが原因である。 再発防止のため、債務負担行為の設定年度及び期間等の考え方について、毎年度、組織内で情報共有を行い、担当者間で引継ぎするとともに、業務の進行管理を、直接の担当職員だけでなく、関係する他の職員及び上司も行うこととし、組織としてのチェックを徹底している。
教育委員会 人権教育課	育英奨学資金貸付金について、依然として多額の未収金があった。	当該貸付金は、経済的理由により高校及び大学への修 学が困難な者に対して、奨学金を貸与するもので、奨学 生の返還意識の不足等により、未収金が発生しているの が原因である。 改善策として、鳥取県債権管理マニュアルに基づき、鳥取県育英奨学資金事務取扱マニュアルを平成26年3月に改の外部委託の基準を盛り込み、さらに平成27年3月に改の外部委託の基準を盛り込み、さらに下債権回収の外部委託の基準を盛り込み、さらに下債権回収の外部委託の基準を協り込みに応じた債権回収の外部委託の基準を協り込みに応じた債権回収の外部委託の基準を協り込みに応じた債権回収の外部委託の上よる区分に応じた債権回収を制定した。 また、未納になり始めた早い段階での納付交渉が効果的であるため、平成25年度及び平成28年度にそれである。 また、未納になり始めた早い段階での納付交渉が対果的であるため、平成25年度及び平成28年度にそれであるとともしては、電話督促や戸別訪問による返還交渉を行い、未収金発生の予防に力を入れている。 従前からの未収金対策としては、電話督促や戸別訪問による返還交渉を行い、状況によっては分割納付に応いる。 それでも返還が進まない者については、債権回収会社へ委託したり、悪質な場合には法的措置を行うなど、厳正な対応を行っている。平成26年度から委託の件数及び

機関名	指摘事項				 講じた措置	
			催告 保証 <i>)</i>	ら状や法的措置予	応を強化している 告文書等は、本。 納状況を認識さ	=
			し減り	>していないのは Dにより、現年度	、新規返還者の	平成25年度と比較 発生に伴う債務者 たことによるもの
	未収金岩	犬況一覧表				(単位:円)
		養権(貸付金	È)	平成 25 年度末 未収金額	平成 26 年度 回収額 (不納欠損額)	平成 26 年度末 未収金額
	過年	平成 24 年 未収3	金	62, 073, 640	14, 869, 200 (16, 000)	47, 188, 440
	度	平成 25 未収金	全	30, 559, 482	7, 061, 449	23, 498, 033
	指摘以降	平成 26 未収金	年度 &			37, 165, 310
		計		92, 633, 122	21, 930, 649 (16, 000)	107, 851, 783
教育委員会 鳥取中央育英高 等学校	雑入(入寮生電気動販売機電気代)に 動販売機電気代)に 調定金額に誤りがあ	こついて、	控調 稼違 設月 問うチ 気除整ま働いい誤置に再がとエさ代	たび自いによるというでは、では、で、いれの者納防るもクに収める・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	し、調定すべき。 賦課金等も控除し 電気代について でを低圧電力です。 で上司のは、別調に でいて額を追加調に 気料金につ合せ等 人をとした。 ととし分から、概 とと、別のでは とと、別のでは とと、別のでは とと、別のでは とと、別のでは とと、別のでは とと、別のでは とと、別のでは とと、別のでは といっての。 にのいった。 にのい。 にのいった。 にのいった。 にのいった。 にのいった。 にのいった。 にのいった。 にのい。 にのい。 にのいった。 にのいった。 にのい。 にの。 にのい。 にのい。 にのい。 にのい。 にのい。 にの。 にのい。 にのい。 にの。 にのい。	かとし、は家 をとし、 をとし、 をとして をとして をとして をとして をとして をとして をとして をとして でも のとし、 のとして のとして のとして のは のは のは のは のは のは のは のは のは のは
教育委員会 米子養護学校	学校給食についてをしていた。	乙、誤発注	はたれべ あ原 て食て学、め、て担っ因学お材い	で行事の振替体業 学校給財団には 一般はは法人食 一般さかが、及び 当さいのでは が、ないで が、ないで が、ないで が、ないで が、ないで が、ないで が、ないで が、はいいで はいはいいで はいで は	いにもかかわらる。子市学校給食会で、米子市学校給食会で、米子市学校給金ので、米子市学校給金ので、米子市は、サール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	年10月7日(月) ず誤発注していた から給食が配送さす から給食が配送する際、確認不足とする際、確認不足とが でなかったことが 調理業群費)ととおった。 ととなった。 とととなった。 はずることとはった。 はずることとはった。

機関名	指摘事項	講じた措置
		再発防止のため、担当者は学校行事予定を十分把握し
		て、変更する必要がある日にはマーカーを入れ、給食実
		施予定表を作成している。
		また、各学部からの食数報告締切を1日早め、余裕を
		持って給食実施予定表を作成するとともに、学校行事予
		定表を添付して、他の職員及び上司が再確認しやすくし、
		組織としてのチェックを徹底している。

2 意見

意 見

1 地域振興部 (元気づくり総本部) 男女共同参画センターの啓発事業について (男女共同参画推進課(女性活躍推進課))

男女共同参画センターでは、男女共同参画 への理解を広げるため、「共同参画時代の自分 磨きセミナー」を実施しているが、参加者は 決して多くないのが現状である。

男女共同参画社会を実現するためには広く 県民の理解を得ることが重要であり、そのた めにセミナーのような啓発の機会を設けるこ とは続けていくべきと思われるが、実施され たセミナーの多くで生活に身近なテーマを取 り上げていながら参加者が少ないことについ ては、テーマとターゲット層の設定、それに 応じた手法や開催時期、会場の設定などのほ か、広報の仕方など、工夫すべき課題がある と思われる。

ついては、男女共同参画センターにおいて 実施する啓発事業について、男女共同参画へ の理解を幅広く県民に浸透させるため、県民 の関心やニーズなどを基に効果的な実施方法 等を検討されたい。

2 文化観光局(地域振興部) アーティストリゾート推進事業について (文化政策課)

本県の文化芸術のレベルアップや地域の魅 文化芸術団体やNPO法人が受け入れ、協働し て作品制作を行うこと等を通じて、アーティ ストが活動しやすい環境(アーティストリゾ っている。

その中での先進的取組への支援として、文|て開催した。

講じた措置

男女共同参画推進に関する啓発事業については、民間委 員で構成する男女共同参画センター運営協議会により、内 容、参加状況を評価し、次年度のテーマ設定に反映させて いるところであり、ターゲット層の設定、開催時期、広報 の仕方等についても同協議会の意見等を聞きながら取り組 むこととした。

平成27年度は、特に参加者が少なかった男性向け講座を 改革し、企業内研修として男性の家事・育児・介護等に取 り組んでいただくイクメン・ケアメン養成セミナー支援事 業を新たに実施。平成27年6月に県内企業が開催する職員 向け研修へ、平成28年3月には県内の団体が開催する構成 員向け研修へそれぞれ講師を派遣した。(参加者延べ81名) また、新たに、講座のテーマが偏らないよう県の重点施 策を踏まえたテーマを取り上げて、民間団体と男女共同参 画センターが連携して企画実施する指定講座を行うことと した。

平成27年度は、「物事を決める場面への男女の参画」を 重点テーマに設定し、平成27年7月に自分磨きセミナー指 定講座「女性が輝くをアタリ前に」(参加者69名)を、同 年10月に人材育成協働事業指定講座「女性の参画が地域の 未来を決める」(参加者85名)を開催した。

その他、若い親や子ども連れの方が参加しやすいように、 託児付きの講座を積極的に企画していく。

「鳥の劇場」の活動を幅広く県民に知っていただき、県 力向上を図るため、国内外の芸術家を県内の民の鑑賞機会を拡大するため、「鳥の劇場」に対して、拠点 以外での公演活動を働きかけるとともに、平成27年度当初 予算「アーティストリゾート・地域モデル創成事業」で「鳥 の劇場」に対する支援経費を計上し、平成28年1月から2 ート) づくりを推進するため各種の事業を行 月にかけて拠点以外の県東部(鳥取市文化ホール)、中部(カ ウベルホール)及び西部(さなめホール)の3地区におい 見.

化庁の「H25・劇場・音楽堂等活性化事業」に 野・鳥の劇場」が「劇団付き劇場」として、 地域の活性化の拠点として定着するよう県と して支援を行っているところである。

こうした高い評価を得ている「鳥の劇場」 に鑑賞されることが望ましいと思うが、現状 ど、県民の鑑賞機会も限定的になっている。

県内での上演回数や開催時期を見直し、拠点|支援を行っていく。 以外での活動支援を行うなど、県民の鑑賞機 会を増やすための方策を検討されたい。

3 福祉保健部

(1) 生活困窮者自立支援事業について(福 祉保健課)

生活困窮者自立支援法(平成27年度施行) の強化を図るため、福祉事務所設置自治体 (県・市町村)を事業主体として、生活困窮 保給付金の支給その他の支援を行うこと等を 目的とする事業(生活困窮者自立支援事業) が平成27年度からスタートする。

これに先立ち、平成25年11月から、県にお デル事業を、市町村での事業参加の意向がな かったことから、県社会福祉協議会に委託し、 必要な人員を確保し相談支援業務などを実施 している。

平成27年度の本格実施に向けては、医療、 介護、就労支援等が絡む複雑な事案対応など も含め、現在実施されているモデル事業で得 られたノウハウなどを、本事業の実施主体と なる市町村が活用できる仕組みが必要であ

ついては、県はモデル事業の検証を行うと 築されたい。

講じた措置

今後も、地域や関係者等の理解を得ながら、「鳥の劇場」 認定されるなど全国的にも評価の高い「鹿|による舞台公演の範囲の拡大、ワークショップなどアウト リーチ(拠点以外での)活動の広範な展開を働きかけ、広 く県民が「鳥の劇場」の上質な文化芸術活動を鑑賞し楽し むことができるよう、引き続き支援を行っていく。

また、平成28年度には、「鳥の劇場」を中心に日本・中国・ の県内での上演については、より多くの県民 韓国の演劇人による国際的演劇祭「BeSeTo 演劇祭 2016」が 開催され、9月から 10 月にかけて東部、中部及び西部の では、開催期間が限定され、開催場所もその 各地域において演劇公演が行われる予定である。高校生を 活動拠点である鳥取市鹿野町内に限られるな 対象としたプログラムや海外アーティストの滞在制作事業 なども企画されており、県民が広く国際的な質の高い最先 **ついては、広く県民に高いレベルの文化芸**|端の舞台芸術作品に触れ、文化芸術の幅や奥行きを感じる **術活動に触れてもらうため、「鳥の劇場」の**|機会を提供するものであるので、これらの開催についても

平成27年4月からの各市町村の事業実施にあたり、平成 により生活保護に至る前の段階の自立支援策 26 年度中から県社協と連携してセミナーや研修会、説明会 等を開催し、事業実施準備のサポートを行った。平成 27 年度当初には、各市町村に生活困窮者支援を担う相談窓口 者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確 が設置され、円滑なスタートを図ることができた。

> また、モデル事業を基に、①県が管轄する三朝町・大山 町における生活困窮者支援体制のあり方、②県全体の生活 困窮者支援推進のあり方について検証を行った。

①の検証の結果、地域事情や地域特性を活かし、生活困 いて法施行までに本事業のノウハウを蓄積 関者が SOS を発信しやすい住民に身近な相談体制を整備す し、事業の仕組みを検証をするための国のモ」る必要があることや、相談支援には、福祉や労働、医療等 のさまざまな関係機関との連携等のノウハウが必要である ことから、三朝町・大山町においては、住民に身近で地域 福祉の担い手である町社協と、モデル事業実施実績のある 県社協が一体となって実施する体制を整備した。

【三朝町・大山町における支援体制】

委 託 : 鳥取県生活困窮者自立支援協議会(県社協、 三朝町・大山町社協)

実施事業:自立相談支援事業(三朝町·大山町)

就労準備支援事業·学習支援事業(大山町)

②の検証の結果、法施行後の各市町村の相談支援体制の ともに、生活困窮者自立支援事業が市町村に サポートや人材育成、さまざまな関係機関との連携のため おいて円滑に行えるような仕組みを早急に構 のネットワーク構築や不足している地域資源の開拓といっ た課題について、支援員等の人材育成や広域的ネットワー ク構築、各市町村への相談・助言、新たな地域資源の開拓・ 開発に取り組む体制を整備するため、モデル事業実績を活 かして、県内全域を対象とした「生活困窮者支援制度の促

意 見 講じた措置

> 進に資するバックアップ事業」を新たに県社協に委託した。 【バックアップ事業実績】(平成27年度)

- ○電話や訪問、メール等による各市町村の生活困窮者自立 支援機関に対する相談・助言(随時)
- ○研修会・セミナー等
 - ·自立相談支援事業従事者養成伝達研修等(6回)
- ○生活困窮者自立支援制度担当者連絡会議(主に圏域別に 開催)
- ○平成27年度生活困窮者自立支援推進会議(圏域別に開
- ○就労訓練事業所の開拓
 - ・制度周知、働きかけやアンケート実施

(2)児童相談所の業務体制等について(青 少年・家庭課)

児童相談は、近年、複雑多様化してきてお に関する事例が増加してきている。

児童福祉法では、児童相談の第一義的な窓 口は市町村となっているが、実態としては、 住民が直接、児童相談所へ相談されるケース が多い。本県では市町村ごとに要保護児童対 策地域協議会を設け、市町村、県、医療機関、 学校、警察等が連携を取っており、その機能 強化のためには市町村が大きな役割を果たす が、研修や情報共有などにより更なる充実を 図っていく必要がある。

一方、児童相談所においては、緊急通告な どへの24時間対応に加え、保護者の同意が得 られない児童措置費負担金の未収金などへの 徴収対応など、時間外勤務も含め職員への負 担もかなり生じているように見受けられた。

こうした状況を踏まえ、平成25年度に中央 児童相談所、平成26年度には中央児童相談所 と米子児童相談所で職員の増員が行われ、職 員の負担はある程度軽減されているが、依然 として、中央児童相談所において、1か月の 一人当たり時間外勤務時間数が平均約37時間 と多い状況となっている。

ついては、県は、市町村に対し、児童相談 所の相談対応の現状についての一層の理解と 児童相談体制の強化を働きかけるとともに、 児童相談所の体制の充実についても引き続き 努められたい。

市町村の児童相談体制強化については、児童相談所との り、なかでも児童に重大な影響を及ぼす虐待 連携体制を強化し、市町村要保護児童対策地域協議会との 更なる充実を図っていく必要がある。

> そのため、県福祉保健部と市町村との意見交換会等機会 を捉えて、市町村における取組強化を働きかけるとともに、 以下のような具体的取組を継続して実施した。

- ・市町村担当職員等のスキルアップ研修(児童福祉司任用 資格認定研修等)の実施
- ・ 圏域毎の事例検討会の実施
- ・児童相談所と市町村との緊密なケースの進捗管理
- ・救急指定医療機関等との連携会議の実施
- ・個別ケース検討会議の充実

また、平成27年5月の意見交換会では、倉吉市で発生し た乳児死亡事案を踏まえ、児童虐待防止に向けて取組の強 化、児童相談所との連携を依頼した。

児童相談所の体制の充実については、平成27年度、米子 児童相談所の一時保護体制を強化するため、非常勤職員を 1名増員した。

なお、平成26年度に平成25年度の虐待件数の増加に伴 い、平成26年度限定で中央児童相談所に増員した1名につ いては、平成27年度以降も継続配置している。

音 見

4 文化観光局(観光交流局)、商工労働部 及び県土整備部

鳥取港の利活用促進について (観光政策課 (観光戦略課)、経済産業総室(通商物流 課)及び空港港湾課)

鳥取港では、現在行われている防波堤等の施設整備が平成27年度で完了し、懸案であった静穏度の確保にも一応の目処は立つこととなる。

鳥取港の利用の実態を見ると、貨物取扱量は、内質は比較的順調に伸びているが、外質は低調であり、また、県内一の規模を有する鳥取港ボートパークの利用状況は、旧ボートパーク(賀露ボートパーク)は利用率が90%を上回っているものの、新ボートパーク(千代ボートパーク)は50%程度となっている。

一方、周辺環境は、近年、鳥取自動車道の開通、マリンピア賀露の整備など、物流・観光面において好条件が整いつつあり、また、9月には山陰海岸ジオパークが世界ジオパークに再認定されたところであり、鳥取~隠岐ジオパーククルーズ船などのレジャー面の活用も行われ、地域活性化に資する資源としての鳥取港のポテンシャルは高まっている。

現在、官民連携した鳥取港振興会(事務局県空港港湾課内)においてポートセールスやクルーズ船誘致の活動が行われ、一定の効果は現れてきているものと考えるが、利活用推進に当たっては、港湾部局以外の視点も取り入れ、より幅広に総合的な観点でハード・ソフト両面の連携した取組が必要なものと考えられる。

ついては、県東部の産業・観光の基盤としての鳥取港の更なる利活用促進を図るため、これまでの取組と課題の点検・検証を行うとともに、関係機関と連携を更に密にし、港湾機能の整備も含め、物流・観光・レジャーなど総合的な視点で利活用促進策を検討されたい。

鳥取港の利用促進に向けて、空港港湾課では、通商物流 課及び観光戦略課等と連携して、港湾利用事業者への貿易 関連情報の提供、客船の受入れ及び誘致など、個別事案へ の取組及び対応等を行っており、引き続き、関係各課等と の連携及び協力を密にし、港湾利用への需要に対して素早 く対応していく。

また、鳥取港を取り巻く環境や利用者ニーズ等を踏まえ、特に物流(貨物量拡大)・観光(客船誘致)・レジャー(ボートパーク利用促進)に関する情報交換を行うため、平成27年6月に鳥取港利用促進庁内連絡会議を開催し、鳥取港の利便性向上と利用促進に向けて必要な取組を検討及び実施していくこととした。

鳥取港利用促進庁内連絡会議等での意見及び港湾利用者の要望等を踏まえ、次のとおり平成28年度当初予算で予算計上した。

- ・鳥取港利活用促進検討事業(新規事業) 現状分析、課題検証及び利活用方策検討のための経費 を新たに計上した。
- ・鳥取港ボートパーク管理運営費(拡充) ボートパーク利用率向上のため、ボートパークでの水 上バイク利用試行に要する経費を新たに計上した。
- 鳥取港振興対策事業(拡充)

鳥取港での輸出入に係る港湾荷役経費について、平成 27 年度は1回限りの支援としていたが、平成28年度は 年度内の輸出入について最大4回まで支援する経費を計 上した。

・ユネスコジオパーク鳥取隠岐間超高速船チャーター事業 (継続)

平成27年4月に実施した鳥取隠岐間の超高速船チャーター運航について、平成28年度2回目のチャーター運航を実施した。

その他、クルーズ客船の誘致活動は、チャーターツアー 催行実績のある東北、九州方面の旅行社や外国小型船の船 社へのプロモーションをはじめ、船社が主催する商談会へ の参加など、空港港湾課と観光戦略課が連携して行ってい る。

物流については、平成27年10月には、鳥取港から初めてとなる原木輸出(中国山東省)が実現した。また、平成28年には、インドネシア及びマレーシアから、バイオマス発電のためのPKS(ヤシ殻)の輸入が開始される予定である。

5 教育委員会

(1)教職員の多忙感解消について(教育総務課、小中学校課、高等学校課及び特別支援教育課)

県教育委員会においては、平成24年度に県議会決算審査特別委員会から教職員の多忙解消の具体策の検討について文書指摘を受け、平成25年度に「教職員いきいき!プロジェクトチーム」を設置し、現場の教職員や市町村教育委員会とともに、教職員の多忙感解消に取り組んでいる。

このプロジェクトチームにおいて、多忙感を解消するための調査や検討が行われているが、多忙感を生み出す様々な原因の分析整理は必ずしも明確になされておらず、取組の成果も具体的に現れて来ているようには見受けられなかった。

また、県教育委員会では、学校教育に関する様々な事業や調査を企画し、学校現場において展開・実施されているところであるが、これらについても、現場教職員の多忙感を解消する観点での工夫改善は必要と考える。

ついては、教職員の多忙感解消の取組については、県教育委員会事務局内の現場教育の経験者の知見も活用し、教員が児童生徒に向き合う時間の確保に向けた環境整備の具体的な方策に取り組まれたい。

また、県教育委員会事務局においては、学校現場のための事業・調査の実施に当たっては、現場教職員の負担感解消の観点で業務を 点検されたい。

教職員の多忙解消及び負担感軽減について、平成26年度には、倉吉西高等学校を学校改善モデル校として、コンサルタントによる外部指導を受けながら、業務改善に取り組み、その取組で得られた課題及び取組の方向性等について、平成27年1月に報告会を開催し、県立学校及び市町村教育委員会と情報共有を行った。

教育委員会事務局では、学校宛の照会及び調査内容の精査を進め、平成27年3月に、学校の負担感軽減の観点から、 県内各学校に対する文書送付等の際の配慮について、同事務局各課及び知事部局に依頼した。

さらに、平成27年度は、学校改善モデル校での実践をもとに「学校カイゼン活動の手引き」を作成し、5月に各学校へ配布した。併せて、学校改善モデル校で実践した業務改善のノウハウを横展開するため、県立学校において、学校カイゼン推進校として高等学校8校、特別支援学校4校(高等学校は3年、特別支援学校は2年で一巡)を指定し、管理職向けセミナーの開催及び校内研修支援など、学校が着実に取り組んでいけるよう支援し、当該取組の全県展開を進めているところ。

平成27年11月に学校カイゼン推進校の取組状況や成果及び課題等について、副校長及び教頭で情報交換を実施するとともに、平成28年2月には、県立学校長会において、学校カイゼン推進校の活動を報告する機会を設け、モデル事業の成果について学校現場への浸透を図ったところである。

併せて、市町村立学校に対しても、県立学校同様、「学校カイゼン活動の手引き」の配布や校内研修等の支援を通じて、多忙解消及び負担感軽減の取組が進むよう支援するとともに、平成28年2月には、各市町村教育委員会と協働して「市町村立学校に係る業務改善アクションプラン」を定めており、具体的な取組を進めることとしている。

さらに、平成27年11月から、地域・保護者・学校連携 方策検討ワーキンググループを設置し、地域、保護者及び 学校との連携による教員の多忙解消と負担感軽減のための リーフレット作成に取り組み、平成28年7月にリーフレットを配布した。

平成28年度以降も引き続き、学校現場や市町村教育委員会の意見を聞きながら、教職員の意識醸成と具体的な学校カイゼン活動の着実な実施のための取組を行っていきたい。

(2)鳥取養護学校の施設狭隘化解消につい て(特別支援教育課)

鳥取養護学校は、昭和50年4月に中央病院 は、病弱教育のみで肢体不自由教育は行って いなかったため車椅子を利用する児童生徒は 少なかったが、肢体不自由教育も併せて行う こととなった平成15年度以降、車椅子を利用 する児童生徒が大きく増加している。

一方、校舎は昭和56年3月の増築後の規模 のまま現在に至っており、増加する児童生徒 に対応するために、特別教室を普通教室に転 換する等のやりくりをしながら、ようやく教 室を確保している状況となっている。また、 近年では、車椅子や移動訓練用器具を置くス ペースが不足し、本来、車椅子等を置くスペ ースではない廊下にやむをえず十数台の車椅 子等を置くという状態が恒常化し、廊下の狭 隘化を招き、円滑な移動の支障となっている。

当校では、今後も車椅子を利用する児童生 徒は増加傾向と見込まれる中、本来の機能を 十分に発揮して教育の充実を図る上で、施設 狭隘化の解消が求められているところであ

ついては、隣接している中央病院において 平成30年度の建替えに向けた準備が進められ ていることも踏まえ、当校の施設狭隘化の解 消についても検討されたい。

6 会計管理者

物品管理に係る適正な事務取扱について (庶務集中局)

定期監査において特に物品の管理状況等に ついて確認したところ、毎年度1回以上行う こととされている物品と物品出納簿との照合 の際、現物の確認ができなかったものについ て速やかな調査やその調査に基づく亡失の判 断を行っておらず、複数年放置していた機関 が相当数(14機関)あった。また、物品照合 結果(物品の有無)についての情報が、所属 内で共有されていない状況も見受けられた。

物品事務取扱規則では、物品保管主任に照 合実施を義務付けており、現物確認できず亡 失と判断したものについては物品亡失の報告 手続を行うこととしているが、継続して探し ているものについては亡失の判断時期に関す る定めがないため、亡失の判断をしていなか った機関(庶務集中局)も存在していた。

中央病院の建替えに伴い、鳥取療育園が現在の中央病院 に隣接する形で校舎を竣工し開校した。当初 の外来棟に移転することから、鳥取療育園移転後の施設を 活用して、鳥取養護学校の施設狭隘化の解消を図ることと し、中央病院の建替えの機会に合わせて検討を行っている ところである。

> また、保護者に対しては、平成27年11月に施設整備に 関するアンケート調査を実施したところであり、引き続き 保護者からの要望も聞きながら、必要な整備を整理してい きたい。

> 中央病院の建替えに併せて、平成28年度に、県立鳥取養 護学校中央病院建替関係事業として、インフラ関係の実施 設計を行い、平成29年度にインフラ関係の工事経費を予算 化する予定である。

> 平成26年12月に、照合結果を所属内で共有し、亡失の 処理を含め必要な措置を講じるなど物品の適正管理につい て通知文書を発出し、注意喚起を図った。同月に、鳥取県 物品事務取扱規則の運用方針及び留意事項について見直し を行い、上記通知の措置が確実にとれるよう、照合結果を 記録する様式である検査票の見直しを行った。

> 平成27年3月に、照合状況等を確認の上、必要な手続を 行うよう通知文書を発出し、指導した。

> また、会計事務別研修など研修会の場を活用するととも に、本庁物品検査(平成27年7月~同年8月)、出納機関 に対する会計実地検査(平成27年10月~同年11月)を通 じて物品の適正な管理について指導を行った。

> さらに、平成27年10月に、物品の適正管理について通知 文書を発出し、再徹底を図った。

> 平成28年1月には「物品照合データベース」の運用を開 始し、物品照合の確実な実施及び照合後の適正な処理状態

見.

物品照合の際に現物確認ができなければ、 規則に定めがなくとも速やかに調査を行い物 品亡失の判断を行うことは、県民の財産であ る物品の適正管理の観点から取扱者の意識と して自ずと求められている。

ついては、物品事務を総括する庶務集中局 をはじめとして各部局において、県民の財産 である物品の適正管理についての認識を新た にしていただきたい。

講じた措置

が所属内で情報共有できる環境を整えた。

また、平成28年3月にも、物品照合の実施の確認と亡失 の整理等の適切な対応について周知を行った。

3 重点事項

(1) 使用できない物品の処分の検討を行っ ていないもの

調査を行った物品には、故障して修理がで より実質的に使用できない物品について、処 分の検討をしないまま保管しているものがあり知徹底を図った。 った。

(表略)

故障等により使用できないものの中には大 型の物品もあり、処分に相当の費用を要する と思われるものもあるが、これらを処分せず 放置することは、安全面の管理や施設スペー の低下につながるおそれもある。

手続を行われたい。

講じた措置

平成26年12月及び平成27年10月に庶務集中局長通知を発 きず使用できないものや、規格の旧式化等に|出して、故障等により使用できないものについては、速や かに売却や棄却等の処分を適正に行うことなどについて周

> 平成27年4月の「平成27年度会計・物品事務等制度改正 説明会」、5月の「会計事務基礎的業務力向上研修会」など |研修会の場を活用し、物品の適正な管理について指導を行 うとともに、本庁物品検査(7月~8月)、出納機関に対す る会計実地検査(10月~11月)を通じて個別指導を行った。

平成28年1月に物品照合の確実な実施及び照合後の適正 スの有効利用に支障を招き、また、管理意識 な処理状態が所属内で情報共有できるよう「物品照合デー タベース」の運用を開始し、その中で故障等により使用で **ついては、使用できない物品は速やかに売** きない物品についても報告、措置状況の確認ができるよう 却や棄却等の処分方針を決定し、その実施に にした。平成28年度からは、全所属が一定期間に照合及び 図り、一層の管理の徹底を図るとともに通知文書や研修の 場を活用して指導徹底を行った。

> さらに、平成28年3月に財源確保推進課長通知を発出し て、使用見込みのない工作物については、財産所管課にお いて今後の処理方針を速やかに検討し、他用途での利活用 や売却等の処分を適切に行うよう周知を図った。

(棄却により対応済)

機関名	物品
生産振興課	ハイビジョンビデオプロジェクター(貸付物品)
	[使用施設]
	・とっとり花回廊
農業試験場	産業用無人ヘリコプター
園芸試験場	人工気象室
畜産試験場	カラースキャニングスコープ(肉質診断用)、超音波診断装置
家庭・地域教育課	ハイビジョン機器(外ソフト3件)、アナライザー(アンケート等回答・
(社会教育課)	集計用)
鳥取工業高等学校	データ通信実習装置
経済産業総室(産業振	e ラーニング゛ソフト
興課)	

意 見 講じた措置

(棄却により対応済)

機関名	物品
産業人材育成センター倉吉	エンシ゛ニアリンク゛ワークステーション(言語学習用)・(データ解析用)
校	
産業人材育成センター米子	パーソナルコンピューター(実習用)
校	
水産試験場	人工衛星海像解析装置
教育センター	教育情報通信ネットワークシステム、教育用ソフトウエアライブラリシステム
鳥取湖陵高等学校	通信制御実習装置
青谷高等学校	語学演習機(LL 教室)
八頭高等学校	
米子西高等学校	
境港総合技術高等学校	音響実習装置、インバータ実習装置

(施設全体の修繕計画を策定の上、撤去経費を予算要求予定)

機関名	物品	
消防学校	冷暖房装置(太陽熱利用空調システム)	

(2) 使用可能な物品のうち全く使用してい ないもの又は極めて利用率が低いもの

使用可能であるが使用していないもの等と して、以下のような状況があった。

(表略)

ア 文化施設等の同時通訳機器

米子コンベンションセンターに2台ずつ整様である。 備した同時通訳機器の利用状況は、米子コ した1台は年に2回程度、その他は、開館 査を行っていく。 以降2回しか利用がないものがあるなど、 利用がほとんどない。

イ 境港水産事務所の魚体選別機

年間利用数量が当初の利用計画に対し 3%に留まる。

ウ業務廃止等

東部生活環境事務所や倉吉家畜保健衛生 所の検査機器などは、それぞれ業務廃止や 代替機器の取得などにより使用しなくなっ たが、今後の使用の見込みがないにもかか わらず長期間保管していた。

工 事情変更等

倉吉農業高等学校の授業用機器や園芸試 験場の試験機器などは、それぞれ学科改編 や研究終了などで使用しなくなったが、今 後の使用見込みや管理方針が明確でないま ま保管していた。

ほとんど利用がない、又は極めて利用率が 低い同時通訳機器及び魚体選別機について は、取得時の使用計画等の検討が十分ではな かったと考えられる。

平成26年12月に庶務集中局長通知を発出して、業務の廃 止や機器更新等により使用できないものについては、速や かに他機関、他用途への活用や処分について検討を行うよ う周知を図った。その他、適正な物品の管理に係る通知文 県民文化会館に1台、倉吉未来中心及び 書の発出や研修会での指導等については、前記(1)と同

なお、予算の編成過程において、高額物品の取得につい ンベンションセンターの国際会議室に設置 ては、取得する必要性及び利用計画等を勘案して一層の精

息 兄
また、業務の廃止や代替機器の取得により、
今後使用する可能性がないにもかかわらず保
管換えや処分等を行っていない状況は、適切
ではない。

このほか、学校の学科改編や研究終了等により具体的な使用の見込みがなくなり、その後放置したままになっているものについては、事情が変更になった時点で、今後の活用や管理方針を検討すべきであったと考える。

ついては、物品の取得に当たっては、必要性と同時に取得後の利用動向を十分踏まえた 検討を行われたい。

また、業務廃止等の事情変更により使用の 見込みがなくなった場合は、他用途への活用 や処分などの処理方針を速やかに決定するな ど適切な対応を行われたい。

機関名	物品	内容
文化政策課	同時通訳機器一式(貸付物品)	国際会議ができる施設として基本となる設備であり、
	[使用施設]	誘致活動の際には必要な設備となるものであるが、結
	・倉吉未来中心 (2台)	果的に利用実績が低くなっていることから、各方面へ
	・米子コンベンションセンター(2台)	の周知働きかけを強化し、国際会議や交流事業等が誘
	・県民文化会館(1台)	致される中で利活用されるよう努めていく。
境港水産事	魚体選別機 (2台)	2基のうち1基については、売却処分とし、1基につ
務所		いては、新市場において有効活用することとした。な
		お、平成28年4月1日から使用料を減額し、さらな
		る利用促進を図ることとした。
東部生活環	生化学自動分析装置(健康診断	平成 28 年度以降処分予定
境事務所	血液検査用)	
中小家畜試	原子吸光光度計(飼料等分析用)	
験場	マイクロマニュヒ゜ュレーターシステム	
林業試験場	カ゛スクロマトク゛ラフ	特用林産分野の試験研究で使用する可能性があるた
		め、保有を継続することとした。
鳥取県土整	小型回収船(ヒシ等水草回収用)	平成24年3月から湖山池を汽水化したことによりヒ
備事務所		シ等が発生しなくなり、現在のところ使用実績はない
		が、今後使用する可能性があるため保有を継続するこ
		ととした。
倉吉農業高	電子顕微鏡、ガスクロマトグラフ質量分	平成28年度処分予定
等学校	析装置、反応装置(化学反応実験	
	用)	
境港総合技	CNC 円筒研削盤	
術高等学校		

講じた措置

意見			講じた措置	
機関名	類名 物品		内容	
西部総合事	生化学自動分析装置(健康語	诊断	不用品処分決定・棄却済	
務所福祉保 血液検査用)				
健局				
倉吉家畜保	分離用超高速遠心機(ウイルスホ	食査		
健衛生所	用)			
教育センター	AV 設備一式(衛星通信用)			
食肉衛生検	ま肉衛生検 高速液体クロマトグラフ(動物用医薬			
查所	品残留試験用)			
園芸試験場	蛋白質一次構造解析装置(遺伝			
	子組み換え実験用)			
鳥取湖陵高	圃場監視システム			
等学校				
林業試験場	画像解析装置			

(3) 貸付物品が貸付契約に基づき適切に管 理されていないもの

貸付物品では、物品の状況を把握しておら していたものがあった。

また、物品を貸し付けているものの、貸付 契約に登載されていないものがあった。

(表略)

貸付物品の状況把握が十分でなく、契約に 基づく物品の管理が適切でない要因として は、貸し付けていることで県の財産としての た。 管理意識が希薄になっていると思われる。

ついては、貸付物品について定期的に状況 把握を行うとともに、貸付契約と実態との整 合性の確認を徹底されたい。

平成26年12月に庶務集中局長通知を発出して、貸付物 ず、使用できない物品や既に処分済みで現物|品についての貸付契約の内容と実際に貸付けしている物品 が存在しない物品について、貸付契約を締結に齟齬の生じることのないよう、照合時や契約の更新時に 状況や整合性を確認するなど適確に状況把握を行うよう周 知を図った。

> 平成27年3月に物品契約課長通知を発出し、物品事務の 取扱いについて点検の上、必要な手続を行うよう指導した。 さらに同月に物品契約課長、業務効率推進課長連名通知を 発出し、指定管理者に対する貸付物品の実態調査を実施し

> 実態調査の結果、約6割の施設で現物が確認できないな どの物品の存在が判明したため、平成28年2月に物品契約 課長通知を発出して、物品の照合を適切に実施することや、 各施設所管課が毎年実施する実地検査の際、物品の管理状 況(異状の有無等)について確認するなど定期的に状況把 握を行うよう指導した。その他、適正な物品の管理に係る 通知文書の発出や研修会での指導等については、前記(1) と同様である。

> なお、監査指摘を受けた貸付物品については、速やかに 貸付契約と実態との整合性を図る措置を全ての物品につい て行った。